

史跡等妙寺サポーターの会 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「史跡等妙寺サポーターの会」と称し、事務所を奈良山等妙寺歴史交流館（鬼北町大字中野川1093番地）内に置く。

(目的)

第2条 この会は、奈良山等妙寺史跡公園及び歴史交流館の利用者・見学者へのサポートやホスピタリティ（おもてなし）を行うとともに、自らも積極的に史跡に親しみ、歴史や文化遺産に学びながら、会員相互の親睦を深める活動を通して、豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、会の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奈良山等妙寺史跡公園及び歴史交流館の利用者・見学者へのホスピタリティ（おもてなし）や安心・安全に関すること。
- (2) 等妙寺旧境内をはじめとする町内遺跡や歴史、文化遺産についての普及啓発や利活用に関すること。
- (3) 会員相互の学習、連携、協調に関すること。
- (4) 本会活動の広報・普及に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名

2 必要に応じて名誉会長及び顧問を置くことができる。

3 役員の任期は、2年とする。但し、後任者が選任される時まで在任し、再任を妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、この会の会計を監査する。
- (4) 事務局長は、この会の会計及び事務を処理する。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

2 事務局長、名誉会長及び顧問は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会並びに全体会とする。

2 総会は、毎年1回会長が召集する。但し、会長は、必要に応じて臨時に総会を召集することができる。

3 総会は、会員をもって構成し、次の事項について審議決定する。

(1) 事業計画並びに事業報告に関すること。

(2) 予算並びに決算に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) 役員の選任に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めた事項。

4 全体会は、必要に応じて会長が召集し、総会の決議事項並びに付託された事項を執行する。

(入会及び退会)

第9条 入会または退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、一人年額1,000円とし、総会までに納入するものとする。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この会則で定めるものの他、会の運営その他について必要な事項は、全体会の議を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和6年6月21日から施行する。